

国立大学法人和歌山大会計機関等の指定に関する規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 84 号

最終改正 平成29年 3月24日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大会計規則（以下「規則」という。）に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における会計機関等となるべき者を指定し、併せてその事務の範囲を明確にすることにより、財務及び会計の事務の適切かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(会計機関等の指定)

第2条 規則第5条第2項及び第3項に規定する会計機関の事務を担当する者及び事務を代理する者並びにその事務の範囲は、別表のとおりとする。

(会計機関の代理)

第3条 会計機関の事務を代理する者は、次の各号のいずれかに該当する場合にその事務を代理する。

(1) 会計機関の事務を担当する者が欠けた場合

(2) 会計機関の事務を担当する者が、出張、休暇、欠勤その他の理由によりその事務を行うことができないため支障があると認められる場合

(3) 会計機関の事務を担当する者が休職を命ぜられ、又は停職の処分を受けた場合

(4) 会計機関の事務を担当する者がその事務につき特別の利害関係を有する場合

(事務の引継ぎ)

第4条 規則第5条第1項第2号から第4号に定める会計機関の職にある者が交替・廃止されるときは、交替・廃止の前日をもって引き継ぐべき帳簿、現金、領収証書並びにこれら関係書類、その他必要な事項を記載した引継書を作成し、該当する者に引き継がなければならない。

2 前項の規定は、規則第5条第2項に定める分任会計機関が交替・廃止されるときに準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第629号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第825号）

この改正規程は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年9月10日一部改正：法人和歌山大学規程第955号）

この改正規程は、平成21年9月10日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1064号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1933号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

会計機関等の指定に関する規程

別表（第2条関係）

会計機関の事務を担当する者及び事務を代理する者並びに事務の範囲

会計機関	事務を担当する者	事務を代理する者	事務の範囲
契約担当役	財務担当の理事	学長	契約その他収入又は支出の原因となる行為に関する事項
予算・決算担当役	財務担当の理事	学長	予算編成及び予算振替、予算執行の結果集計の統括、債務者に対する支払の請求、各勘定科目間の振替処理の妥当性及び財務諸表等の作成・保管に関する事項
資金担当役	財務課長	財務担当の理事	現金、預金及び有価証券の出納保管並びに資金の調達・運用に関する事項
財産管理担当役	施設担当の理事	学長	動産（現金、預金及び有価証券を除く。）、不動産及び無形資産の管理及び処分に関する事項
分任財産管理担当役	学術情報センター長	学長	上記のうち、学術情報センターにおいて管理する図書の管理及び処分に関する事項